

身体拘束禁止に関する指針

(2026年4月)

〔株式会社そるーな〕

〔北海道北見市東相内町524番地1〕

〔0157-57-3896〕

身体拘束禁止に関する指針

1 基本的考え方

身体拘束は利用者の行動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を損なうおそれがある重大な行為です。当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束による身体的・精神的な弊害を理解したうえで、身体拘束を行わない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束の禁止

サービスの提供にあたっては当該利用者又は他の利用者などの生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

利用者一人ひとりの心身の状況や障害特性を十分に理解し、身体拘束を行わない支援を行うことを原則とします。しかしながら、次の三つの要件をすべて満たす場合に限り、例外的に必要な最小限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人又は他の利用者の生命若しくは身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束廃止委員会を中心に十分な検討を行います。

身体拘束を実施する場合は、事前に利用者本人及び家族へ十分に説明し、同意を得たうえで行います。また、身体拘束を実施した場合は、実施状況及び経過について記録を作成し可能な限り早期の解除に向けて検討及び対応を行います。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束の必要性が生じないよう、日常的に次の事項に取り組みます。

- ① 利用者主体の行動を尊重し、尊厳ある生活環境の維持に努めます。
- ② 言葉遣いや対応に配慮し、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り利用者の意向に沿ったサービスを提供するとともに、多職種が連携し個々の状況に応じた支援を行います。

④ 利用者の安全確保を理由に、安易に利用者の身体的・精神的自由を制限する行為は行いません。やむを得ず安全確保を優先する必要がある場合には、身体拘束廃止委員会において検討します。

⑤ 「やむを得ない」という理由で身体拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りを行い、利用者が主体的な生活を送れるよう努めます。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の身体拘束廃止に関する方針を説明します。また、利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を共有することで身体拘束廃止に向けた取組について理解と協力を得られるよう努めます。

3 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

① 設置目的

- ・ 事業所における身体拘束の実態把握及び改善策の検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きの確認
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除に向けた検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員への周知及び指導

② 委員会の構成員

- ・ 管理者
- ・ サービス管理責任者
- ・ 看護師
- ・ 支援主任および支援リーダー

※ 必要に応じてその他関係職員を加えることがあります。

③ 身体拘束廃止委員会の開催

- ・ 管理者を中心に3ヶ月に1回以上定期開催します。
- ・ 必要に応じて随時開催します。

④ 活動内容

- ・ 身体拘束廃止に関する基本方針の確認
- ・ 身体拘束に該当する行為の検討
- ・ 身体拘束の実態調査
- ・ 身体拘束廃止に向けた年間目標及び行動計画の作成
- ・ 身体拘束廃止マニュアルの整備
- ・ 身体拘束の廃止が困難な事例の検討

- ・ 身体拘束解除の成功事例の共有
- ・ 緊急やむを得ない場合の身体拘束の妥当性の検討

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

【「株式会社そるーな」における身体拘束禁止の具体的な行為】

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人へ迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

※ 平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き7 p 参照』

① 身体拘束廃止委員会の実施

緊急やむを得ない状況が生じた場合は、身体拘束廃止委員会を中心に関係職員が集まり、身体拘束による利用者の心身への影響と、拘束を行わない場合のリスクについて検討します。その上で、身体拘束を行う前に三要件をすべて満たしているかを確認します。身体拘束を実施する場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等を検討し利用者本人及び家族へ説明を行うための書面を作成します。また身体拘束の早期解除に向けた改善策について速やかに検討を行う。

② 利用者及び家族への説明

身体拘束を行う場合は、その内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所及び解除に向けた取組について十分に説明し、理解と同意を得た上で実施します。また、同意期間を超えて身体拘束を継続する必要がある場合は、利用者の状態やこれまでの対応、今後の方針について改めて説明し、再度同意を得ます。

③ 記録及び再検討

身体拘束を実施した場合は、その状況、利用者の心身の状態、やむを得なかった理由、経過及び解除に向けた取組等を記録します。これらの記録を基に身体拘束の必要性や方法について継続的に検討し、早期解除に努めます。なお、記録は5年間保存し、必要に応じて提示できるものとします。

④ 身体拘束の解除

記録及び検討の結果、身体拘束の必要がなくなった場合は速やかに解除し、その旨を利用者及び家族へ報告します。

5 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

当事業所では、身体拘束廃止及び利用者の人権を尊重した支援を推進するため、支援に関わるすべての職員を対象に職員教育及び研修を実施します。

- ① 定期的な教育・研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要に応じた教育・研修の実施

6 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにします。

附則 この指針は

平成30年 7月 1日より実施する。

令和 1年10月 1日改訂

令和 2年11月 1日改訂

令和 6年 3月 1日改訂

令和 8年 4月 1日改訂

緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書

様

あなたの状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

- ① 切迫性 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援、看護方法がない
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所・行為・部位・内容)	
拘束の時間帯および時間	
身体拘束開始時期および 解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

年 月 日

株式会社そるーな

代表取締役 太田 伸一

記入者

Ⓜ

上記の件について説明を受け、

同意しました ・ 同意しません

年 月 日

氏 名

Ⓜ

(代理人) 氏 名

Ⓜ